



ISI職業倫理宣言（邦訳版）について

2024年2月8日（木）

日本銀行 調査統計局 中山 興

本邦訳版は、ISI職業倫理宣言（Declaration on Professional Ethics）の内容を、ISIの依頼を踏まえ筆者ら個人が翻訳したものであり、統計委員会、総務省及び日本銀行の公式見解を示すものではない。ISI職業倫理宣言の原文及び邦訳版の全文は、ISIのウェブサイト（<https://isi-web.org/declaration-professional-ethics>）において公表されている。

ポイント

- ISI(International Statistical Institute: 国際統計協会)は、2023年2月の同執行委員会においてDeclaration on Professional Ethics(職業倫理宣言)の Updated Version(改定版)を承認し、公表。
- ISIは、同宣言の一層の普及、浸透を企図し、多言語への翻訳を各国に依頼。現在、中国語、フランス語、ドイツ語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、オランダ語、アルメニア語、ウクライナ語、および本席で紹介する日本語の計10カ国語の翻訳版がISI公式HPに掲載済み。このほか、アラビア語、ギリシア語、韓国語、トルコ語への翻訳が予定されている。
- 同宣言は、(1)前文、(2)専門家として共有する価値観、(3)倫理原則、(4)背景説明の4章で構成。
- 専門家として共有する価値観については、①敬意、②プロ意識、③誠実さと高潔さの3つを列挙。
- 倫理原則については、①客観性の追求、②義務と役割の明確化、③代替案の評価、④利益相反(の回避)、⑤結果に予断を持たない、⑥部外秘情報の保護、⑦専門能力の発揮、⑧統計に対する信頼性の維持、⑨調査方法や結果の公表と評価、⑩倫理原則の伝達、⑪誠実な規律の遵守責任、⑫対象者の利益保護といった12項目を列挙。

歴史

1979年	第42回ISI世界大会(マニラ)において、統計家のための倫理規程に関する委員会発足。
1985年8月	第45回ISI世界大会(アムステルダム)において、 統計家のための倫理規程(職業倫理宣言) を採択。
2006年7月	ISI執行委員会が職業倫理委員会(ISI常設機関)に職業倫理宣言の再検討と更新を依頼。
2010年7月	ISI評議会において、 職業倫理宣言の改定版(第2版) を採択。世界統計の日(2010年10月)に公表。主な改定内容は、新たな章として「専門家として共有する価値観」を追加し、この章から派生するいくつかの倫理原則の順序入れ替えおよび統合など。
2023年2月	ISI執行委員会において、 職業倫理宣言の再改定版(第3版) を承認。主な改定内容は、オルタナティブデータなど多様な情報源や、複数データを接続したデータ、計算量の多い統計手法の利用が拡大している現状に対応した文言の加除修正。

3つの価値観

1. 敬意	<ul style="list-style-type: none">▪ 他者のプライバシーの尊重。▪ 守秘義務の遵守。▪ データを収集した対象への敬意。▪ 他者の研究の抑圧や、不当に低めることは望ましくない。
2. プロ意識	<ul style="list-style-type: none">▪ 責任、適性、専門知識、情報に基づく判断。▪ ユーザーニーズの理解と適切な解決策の提供。▪ 統計知識やデータ、分析を駆使した社会への貢献。▪ 高品質なデータの収集と分析に注力。▪ 法令の遵守。▪ 明らかな利益相反のある業務は請け負わない。
3. 誠実さと高潔さ	<ul style="list-style-type: none">▪ 自立性、客観性、透明性に基づく取り組み。▪ 科学に立脚した統計的結果の導出。▪ 政治家や資金提供者からの圧力には影響されない。▪ 利用した統計的方法論の透明性確保と公開。▪ 自らの行動に責任を持つ。▪ 知的財産を重んじる。客観的な評価基準を尊重。

12の倫理原則(1)

1. 客観性の追求	<ul style="list-style-type: none">・ 統計家は、公平に客観性を追求することが望まれる。・ 可能な限り最良の結果をもたらす手法の使用が推奨される。・ 透明性のある方法で全ての結果を開示することが望まれる。
2. 義務と役割の明確化	<ul style="list-style-type: none">・ 倫理問題が生じ得る役割や責任については、詳細まで明示され、完全に理解されることが望ましい。・ 指導や助言は専門の範囲とし、必要に応じて関連する専門知識を有する他者に助言を求めることを推奨する。
3. 代替案の評価	<ul style="list-style-type: none">・ 利用可能な手法や手順について熟考することを推奨する。・ 代替案の長所や限界も併せて公平に評価し、雇用主、顧客、資金提供者に伝えることが望ましい。
4. 利益相反	<ul style="list-style-type: none">・ 金銭面ないし個人間の利益相反が生じる案件は避ける。
5. 結果に予断を持たない	<ul style="list-style-type: none">・ 統計的調査や研究等から予断を持って結果を得ようとするとはいかなる場合でも望ましくない。・ 結果に予断を持った要件の契約は避けることを推奨する。
6. 部外秘情報の保護	<ul style="list-style-type: none">・ 部外秘情報の機密は保持しなければならない。・ これは利用する統計手法や手順に関する開示を妨げない。

12の倫理原則(2)

7. 専門能力の発揮	<ul style="list-style-type: none">・ 統計家は、自身の専門知識や技術の向上を図り、専門分野に関する技術の進歩などについて意識を高く保っていなければならない。
8. 統計に対する信頼性の維持	<ul style="list-style-type: none">・ 得られた結果について、詳細に至るまで誤りなく正確に説明することが望まれる。・ 適切な情報の提供により、得られた結果の信頼性や適用可能性には限界があることを注意喚起する責任がある。
9. 調査方法や結果の公表と評価	<ul style="list-style-type: none">・ 統計に関する手法、手順、技術、調査・研究等の結果について、情報が適切に公表されることが望まれる。
10. 倫理原則の伝達	<ul style="list-style-type: none">・ 他者と協働する際には、統計家の倫理原則が全ての関係者に理解され、実施する調査や研究等に適切に反映されていることが必要かつ重要。
11. 誠実な規律の遵守責任	<ul style="list-style-type: none">・ 欺いたり、故意に虚偽の説明をしたり、不正行為の報告を妨げたり、他者の研究を妨害することは望ましくない。
12. 対象者の利益保護	<ul style="list-style-type: none">・ 調査や研究等に協力する対象者について、個別ないし集団的に生じ得る悪影響から可能な限り保護する義務がある。